

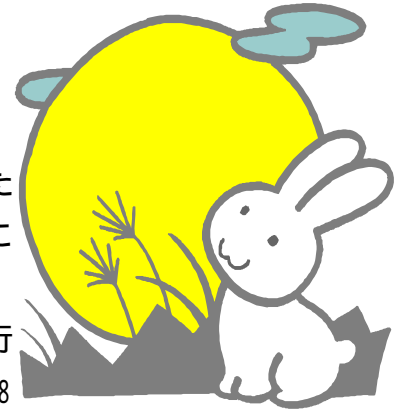
ハイライト:

- ・中小会社における平成14年度商法改正について解説します
- ・平成15年4月からの社会保険料負担がどのように変わるか解説します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
中小会社における平成14年度商法改正の影響	1
総報酬制導入に伴う人件費への影響	2

今年の夏は本当に暑い日が続きましたが、皆様体調を崩されることなく乗り切ることができましたでしょうか。

第11号では平成15年4月1日から施行となる平成14年度商法改正の内容を第8号、第9号、第10号に続いて取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

中小会社における平成14年度商法改正の影響

平成13年から続く一連の商法大改正の総仕上げとなる平成14年改正商法が、平成14年5月29日「商法等の一部を改正する法律」で公布されました。この法律には、主に上場大会社を念頭に置いた、いわゆる委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、連結計算書類の導入等の重要な改正事項が含まれていますが、他方で上場大企業でなくとも十分に活用できる制度の創設や既存制度の改正がなされています。

以下では、株式に譲渡制限を設けている閉鎖会社でも活用できる内容にポイントを絞り、説明していきます。取り上げる内容は3点、「株券失効制度の創設」、「所在不明株主の株式売却制度の創設」、「株主總會関係の改正」です。

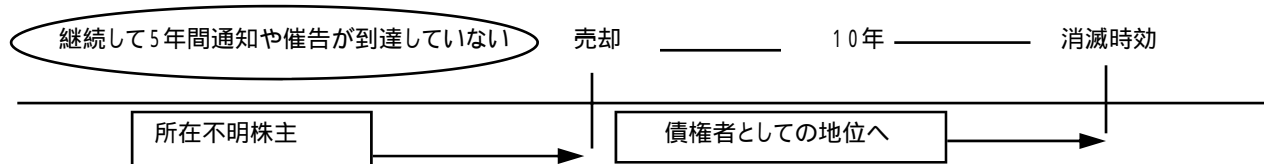
まず、「株券失効制度の創設」です。改正前は、株券を喪失した場合、公示催告手続きを経て除権判決を得てからでなければ株券の再発行を受けられませんでした。しかしこの場合、費用や手数もかかりますし、公示催告期間中(少なくとも6ヶ月)に紛失株券とは知らずに善意取得されてしまうと効果がなくなってしまうという問題点がありました。そこで、除権判決による株券の失効制度に代わるものとして、株主が発行会社に喪失登録をする制度が創設されました。

株券をなくしてしまった!	会社は	(B)	
株券喪失登録の申請	株券喪失登録簿を作成 株主名簿記載者へ通知	通知を受けた者が株券を持っていたら 登録異議の申請を会社へ	会社は喪失登録の抹消手続 帰属を争う
(A)			(A)と(B)とで
		登録異議の申請がでなければ1年後に株券は無効	

新しい制度では株券を喪失した者は、会社に対して株券喪失登録の申請を行います。これを受けて会社は株券喪失登録簿の作成を行い、利害関係を有する者に閲覧させます。そして同時に会社は、その喪失登録がなされた株券に係る株式の株主として株主名簿に記載されている者に通知を行います。喪失登録が行われた株券を所持する者は会社に対して喪失登録異議の申請を行うことが認められています。異議申請が出された場合、会社は株券喪失登録の抹消を行わなければなりません。会社は株券喪失登録者へ、登録異議の申請をした者の氏名等を通知し、その後は株券喪失登録者と実際に株券を持っている喪失登録異議申請者との間で株券の帰属を争うこととなります。なお株券喪失登録のなされた株券は1年を経過した日に無効となります。

次に「**所在不明株主の株式売却制度の創設**」です。従来から、株主名簿上記載された株主の住所に宛てて発した通知が継続して5年間到着しないときは、以後株主に対する通知は必要ないとされてきましたが、それでも株主としての管理を会社は完全に省略できるわけではありません。そこで所在不明株主の株式を整理するために、このような株式を売却することができる制度を創設しました。

会社は取締役会決議をもって、競売や会社による買受け等の方法で所在不明株主の株式を処分できます。この売却等の行為によって、従前の株主は株主としての地位を失い、会社に対して代金の支払いを請求することのできる債権者としての地位に代わります。この債権は、10年での消滅時効となります。



最後に「**株主総会関係の改正**」です。株主総会を招集するためには、総会の会日の2週間前までに招集通知を発する必要があります。しかし判例によっても全員出席の株主総会においては招集通知無しでも有効に成立するとされてきました。そこで、株主総会で議決権を行使できる全株主の同意があるときは、招集手続きを経ないで株主総会を開催することができることとされました。さらに譲渡制限会社については、定款で総会の会日前1週間を限度に期間短縮して、招集通知を発することが可能となりました。但し1週間を限度として短縮する場合は、定款変更を要するため、特別決議が必要となるのに要注意です。さらに、株主総会の議案について、議決権ある全株主が、書面により提案の内容及びこれに同意する旨を記載した場合には、株主総会で可決されたとみなされることになりました。要するに、全株主が書面で同意さえすれば、実際に株主総会が開催されなくても決議は有効となります。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

総報酬制の導入に伴う人件費への影響(社会保険料)

平成15年4月より、報酬から除外されている賞与についても月額ベースの保険料と同一の料率により保険料の徴収対象となります。料率の変更は以下の表の通りになります。この変更に伴う人件費への影響については次号で具体例をあげてみていきます。

	厚生年金		健康保険	
	現行	総報酬制	現行	総報酬制
月給	173.5/1000	135.8/1000	85/1000	82/1000
賞与	10/1000	135.8/1000	10/1000	82/1000

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。